議第50号

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例 案

(趣旨)

第1条 この条例は、三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和63年三島市条例第7号。以下「教育長の勤務条件条例」という。)の規定に基づき支給される教育長の給料月額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 教育長に支給する給料月額は、令和2年7月1日から同年8月31日までの間、教育長の勤務条件条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、教育長の勤務条件条例第3条の2の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、教育長の勤務条件条例第2条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月9日提出

三島市長 豊 岡 武 士